

回覧

保健師の勤務場所が変わります。

令和3年4月1日より、保健師の勤務場所が役場1階住民課に変更となります。

保健師を含む健康管理センター職員が役場住民課に常駐することになりますので、保健師にご用がある方は住民課までお越しいただくか、住民課までお電話にてご連絡をお願いいたします。

ただし、各種健康教室や予防接種等の保健事業は、これまでどおり健康管理センターにて実施いたします。また、個別の相談で、少人数での相談を希望される場合には、健康管理センターでの対応も考慮いたしますので、事前に保健師までご連絡くださいますようお願いいたします。

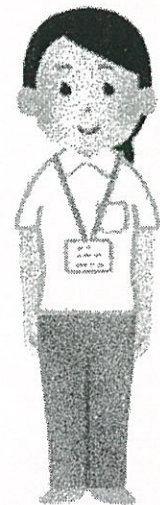
なお、連絡先はこれまでの56-3763に加えて役場の代表番号56-3111も利用できるようになります。

町民の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

健康管理センターでは、赤ちゃんからお年寄りまで、幅広い相談に対応しております。

- ・子どもの成長・発達のこと…
- ・大人の健康のこと（障害含む）…
- ・各種疾病のこと…

★気軽にお電話ください。



小値賀町健康管理センター
電話：0959-56-3763